

# 奈良市公報

第115号

令和6年3月1日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告示

月	日	番号	件名	主管
2	1	60	奈良市営住宅等定期募集入居者の募集	住宅課
2	1	61	歩行者利便増進道路の指定	土木管理課
2	1	62	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
2	1	63	放置自転車等の保管	環境政策課
2	1	64	放置自転車等の保管	環境政策課
2	1	65	令和5年奈良市告示第158号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
2	1	66	令和5年奈良市告示第420号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
2	2	67	道路の区域決定	土木管理課
2	2	68	道路の供用開始	土木管理課
2	2	69	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
2	5	70	道路の位置指定	建築指導課
2	5	71	令和5年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
2	7	72	差押調書の公示送達	滞納整理課
2	7	73	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
2	9	74	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
2	9	75	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	保護課
2	9	76	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
2	9	77	道路の位置指定	建築指導課
2	13	78	住居番号の設定	市民課
2	13	79	住居番号の変更	市民課
2	14	80	奈良農業振興地域整備計画の変更	農政課
2	14	81	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2	15	82	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
2	15	83	令和5年奈良市告示第158号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課

正				
月	日	番号	件名	主管
2	15	84	令和5年奈良市告示第420号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
2	15	85	令和5年度軽自動車税納税通知書の公示送達	市民税課
監 査				
月	日	番号	件名	
2	15	1	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
公 営 企 業				
月	日	番号	件名	主管
2	1	7	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
2	1	8	収納事務の委託	経営企画課
2	1	9	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
2	2	10	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
2	6	11	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
2	15	12	奈良市排水設備指定工事店の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
2	14	5	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
2	6	2	農業委員会総会の招集	

## 告

## 示

## 奈良市告示第60号

奈良市営住宅等定期募集の入居者を次のとおり募集する。

令和6年2月1日

奈良市長 仲川元庸

## 1 募集戸数

別紙のとおり

## 2 申込手続

## (1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和6年2月1日(木)から令和6年2月15日(木)までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

## (2) 入居申込受付期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月15日(木)まで

## (3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送(必着)又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは1世帯1通に限る。1世帯が2通以上又は重複若しくは随時空家募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

## (4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア)から(カ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。)があること。単身者の申込みは、次のaからjまでのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60歳以上の者

b 身体障がいのある者(障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで)

c 精神障がいのある者(障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級まで)

d 知的障がいのある者(障がいの程度がcに相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の規定による一時保護、婦人保護施設における保護、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者、婦人相談所等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書(配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。)が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)に定められた収入基準(基準月収額)以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

オ 市営住宅 心身障害者世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 入居の申込みをする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が次の a から c までのいずれかに該当する者であり、かつ、屋内及び屋外での車いす常用者であること。

a 身体障害者手帳の交付を受けている者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで）

b 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障がいの程度が、恩給法に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者）

c 精神科の診療に経験を有する医師等により、重度若しくは中度の知的障害者と判定された者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者

(ウ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

カ 市営住宅 シルバーハウジング (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 60歳以上の者の単身世帯、60歳以上の者のみの世帯又は60歳以上の者とその配偶者のみの世帯であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

### 3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和5年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。

基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和4年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年奈良市告示第384号）に基づき、パ

ートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和6年2月1日揭示済)

**奈良市告示第61号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同条第5項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、令和6年2月1日から、30日間一般の縦覧に供する。

令和6年2月1日

奈良市長 仲川元庸

記

1 歩行者利便増進道路の指定日

令和6年2月1日

2 道路の種類及び路線名

奈良市道 西大寺一条線

3 歩行者利便増進道路として指定する区間

起点：奈良市西大寺東町二丁目57-1番地先

終点：奈良市西大寺東町二丁目58-1番地先

4 図面縦覧場所

奈良市建設部土木管理課（奈良市役所 中央棟4階）

(令和6年2月1日揭示済)

**奈良市告示第62号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月1日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ケアステーションみかん	奈良県奈良市藺生町1813番地の26	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	令和5年 12月1日
合同会社訪問介護みかん	奈良県奈良市藺生町1813番地の26	介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	
介護老人保健施設サンライフ学園前	奈良県奈良市学園大和町五丁目724-4	施設 介護老人保健施設 居宅 短期入所療養介護	令和5年 12月1日
医療法人清和会	奈良県奈良市南紀寺町五丁目53-1	介護予防 短期入所療養介護	

(令和6年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第63号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年2月1日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
令和6年1月18日
- 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
  - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
  - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
    - 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円
    - 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和6年2月1日掲示済)

### 奈良市告示第64号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年2月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和6年1月24日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
          原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和6年2月1日揭示済)

**奈良市告示第65号**

令和5年奈良市告示第158号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和6年2月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

奈良みあとクリ ニック	大安寺町514-1-C3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ならやま診療所	右京三丁目2-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○

を

奈良みあとクリ ニック	大安寺町514-1-C3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
----------------	--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に、別紙2の表中

岩崎耳鼻咽喉科医院	西大寺南町5-58	46-3357
-----------	-----------	---------

を

岩崎耳鼻咽喉科医院	西大寺南町12番2号	46-3357
-----------	------------	---------

に改める。

(令和6年2月1日揭示済)

**奈良市告示第66号**

令和5年奈良市告示第420号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和6年2月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙表中

「岩崎耳鼻咽喉科医院 西大寺南町5-58 46-3357」を

「岩崎耳鼻咽喉科医院 西大寺南町12番2号 46-3357」に改める。

(令和6年2月1日揭示済)

### 奈良市告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)
1	新西浦線	下深川町708の1から	下深川町488の1まで	L=408.7 W=2.8~6.5
2	助命・下荻線	下深川町693の4から	下深川町1301の3まで	L=340.0 W=2.7~6.3

(令和6年2月2日揭示済)

### 奈良市告示第68号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	新西浦線	下深川町708の1から	下深川町488の1まで	L=408.7 W=2.8~6.5
2	助命・下荻線	下深川町693の4から	下深川町1301の3まで	L=340.0 W=2.7~6.7

(令和6年2月2日揭示済)

### 奈良市告示第69号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和6年2月2日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年10月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970107849	居宅介護支援	キンキグループ合同会社	奈良県奈良市南京終町四丁目378番地34	タナカ介護相談所	奈良県奈良市南京終町四丁目378番地34

(令和6年2月2日揭示済)

**奈良市告示第70号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和6年2月5日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良県奈良市平松五丁目30番3-1号
申請者氏名	リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
道路の位置	奈良市宝来三丁目154番1、154番3、176番の各一部
道路の幅員	最大8.00m 最小4.00m
道路の延長	43.22m
指定年月日	令和6年2月5日
指定番号	第R0501号

(令和6年2月5日揭示済)

**奈良市告示第71号**

令和6年1月31日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年2月5日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度奈良市一般会計  
補正予算(第8号)

令和5年度奈良市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,205,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,869,779千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		37,976,776 <sup>千円</sup>	1,200,000 <sup>千円</sup>	39,176,776 <sup>千円</sup>
	4. 国庫交付金	11,995,869	1,200,000	13,195,869
19. 寄附金		1,156,440	5,700	1,162,140
	1. 寄附金	1,156,440	5,700	1,162,140
歳入合計		160,664,079	1,205,700	161,869,779

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		74,460,937 <sup>千円</sup>	1,205,700 <sup>千円</sup>	75,666,637 <sup>千円</sup>
	1. 社会福祉費	36,603,077	1,200,000	37,803,077
	2. 児童福祉費	24,419,432	5,700	24,425,132
歳出合計		160,664,079	1,205,700	161,869,779

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3. 民生費			1,185,000 <sup>千円</sup>
	1. 社会福祉費	低所得者支援・定額減税補足給付金事業経費	1,179,300
	2. 児童福祉費	子どもの貧困対策事務経費	5,700
合		計	1,185,000

第3表 債務負担行為補正

1. 追加分

事	項	期間	限度額
総合税システム個人住民税定額減税対応改修経費		令和5年度から令和6年度まで	10,500 <sup>千円</sup>
低所得者支援・定額減税補足給付金支給業務委託		令和5年度から令和6年度まで	40,000
生活応援プレミアム付商品券発行事業		令和5年度から令和6年度まで	535,000

(令和6年2月5日掲示済)

**奈良市告示第72号**

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年2月7日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和6年2月7日掲示済)

**奈良市告示第73号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和6年2月7日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定年月日 令和6年2月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2960199251	(介護予防)訪問看護	有限会社友舞	奈良県奈良市左京三丁目18番地の20	訪問看護ステーション友舞	奈良県奈良市左京四丁目3番地の5

(令和6年2月7日掲示済)

**奈良市告示第74号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月9日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人愛生会 広岡西部診療所	奈良県奈良市赤膚町1032	令和5年9月30日
長崎医院	奈良県奈良市学園北一丁目3-17	令和5年12月4日
清水整形外科	奈良県奈良市宝来三丁目7-38	令和5年12月31日
加藤内科医院	奈良県奈良市三条町606-98 宇和島商会ビル1F	令和5年12月31日
くわた在宅クリニック	奈良県奈良市神殿町313番地	令和5年12月31日
ことのは内科クリニック	奈良県奈良市六条二丁目18-3 奈良六条医療モール1号	令和5年12月31日

医療法人山雅会 山尾歯科診療所	奈良県奈良市大宮町二丁目1番6号	令和5年 9月30日
センザキ歯科医院	奈良県奈良市東九条町813-8	令和5年 12月30日
安田歯科医院	奈良県奈良市秋篠三和町一丁目1-12	令和5年 12月31日
わかくさ薬局	奈良県奈良市紀寺町687-9	令和5年 11月19日
オクムラ薬局	奈良県奈良市西登美ヶ丘二丁目1-26	令和5年 2月28日

(令和6年2月9日掲示済)

**奈良市告示第75号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月9日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
こんどう泌尿器科・内科クリニック	奈良県奈良市南京終町710-1	令和5年 12月12日

(令和6年2月9日掲示済)

**奈良市告示第76号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和6年2月9日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ことのは内科クリニック	奈良県奈良市六条二丁目18-3 奈良六条医療モール1号	令和6年 1月1日
長崎医院	奈良県奈良市学園北一丁目3-17	令和5年 12月5日
くわた在宅クリニック	奈良県奈良市神殿町313番地	令和6年 1月1日
なら三条歯科クリニック	奈良県奈良市大宮町二丁目1番6号	令和5年 10月1日
ひだまりファミリー歯科	奈良県奈良市大安寺町514-1PAKET テラス大安寺2階C-5号室	令和6年 2月1日
訪問看護ステーションなつめ奈良	奈良県奈良市西木辻町150-2 エスポワール奈良八嘉304	令和5年 10月1日
訪問看護ステーションはなみずき	奈良県奈良市都祁友田町1463-1番地	令和6年 1月1日
麒麟堂薬局 秋篠店	奈良県奈良市山陵町1079番地の1	令和5年 11月1日
わかくさ薬局	奈良県奈良市紀寺町687-9	令和5年 11月20日
ミラドラ薬局 学園前駅店	奈良県奈良市学園北一丁目8番11号かくやビル1階	令和6年

1月1日

(令和6年2月9日揭示済)

**奈良市告示第77号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和6年2月9日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	橿原市小槻町209番地の3
申請者氏名	秋田工務店株式会社 代表取締役 田上 博
道路の位置	奈良市秋篠町865番2の一部
道路の幅員	最大5.50m 最小5.50m
道路の延長	32.18m
指定年月日	令和6年2月9日
指定番号	第R0509号

(令和6年2月9日揭示済)

**奈良市告示第78号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年2月13日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
西登美ヶ丘七丁目3番6号	学園北一丁目15番4-室番号	あやめ池北一丁目3番13号
富雄北二丁目11番10号	六条緑町二丁目9番20号	六条三丁目12番6号
西登美ヶ丘八丁目7番15号	西大寺南町10番15-室番号	
学園南三丁目15番32-3号	五条一丁目15番6号	
四条大路五丁目1番25号	帝塚山南四丁目12番16号	
尼辻中町8番9号	学園緑ヶ丘二丁目6番29号	
若葉台二丁目8番4号	学園緑ヶ丘二丁目5番7号	
大安寺六丁目15番22-2号	学園緑ヶ丘二丁目5番6号	
あやめ池北一丁目9番6-1号	学園緑ヶ丘二丁目5番27号	
あやめ池北一丁目9番7号	学園緑ヶ丘二丁目5番28号	
あやめ池北一丁目9番6-2号	学園緑ヶ丘二丁目5番29号	
学園朝日町5番5-2-室番号	学園南三丁目15番32-6号	
西千代ヶ丘二丁目1番20号	西大寺北町一丁目6番19-室番号	
六条西四丁目8番8号	登美ヶ丘五丁目5番4号	
七条西町一丁目14番20号	あやめ池北一丁目10番6号	
疋田町二丁目4番7号	若葉台三丁目9番4号	
富雄北一丁目15番3-4号	大安寺一丁目19番3号	
西大寺竜王町一丁目5番12号	帝塚山南四丁目13番19号	
四条大路三丁目2番67-室番号	尼辻中町11番23-2号	

(令和6年2月13日揭示済)

**奈良市告示第79号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年2月13日

奈良市長 仲川元庸

1 変更する住居番号

住居番号を変更した建造物の表示	
変更前	奈良市尼辻中町2番35号
変更後	奈良市尼辻中町35-2号

(令和6年2月13日揭示済)

**奈良市告示第80号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年2月14日

奈良市長 仲川元庸

- 変更した農業振興地域整備計画の名称  
奈良農業振興地域整備計画
- 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市 観光経済部 農政課

(令和6年2月14日揭示済)

**奈良市告示第81号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月14日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
令和5年9月22日 奈良市指令整開 第23A-15号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 令和6年2月14日 第1878号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市高畑町47番2、56番1、57番1及び59番1の各一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良県奈良市白毫寺町760番地の3  
北室 修一

(令和6年2月14日揭示済)

**奈良市告示第82号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により押上町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月15日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名	長田 吉史	辻本 真宏

及び住所	奈良市押上町58番地	奈良市押上町12番地
------	------------	------------

2 変更の年月日  
令和6年1月21日

(令和6年2月15日揭示済)

**奈良市告示第83号**

令和5年奈良市告示第158号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和6年2月15日

奈良市長 仲川元庸

別紙2の表中

北村皮膚科医院	西大寺南町5-8	41-1112	を
北村皮膚科医院	西大寺南町12番17号	41-1112	に、
西の京病院西大寺クリニック	西大寺南町4-11 明光第6ビル2F	52-3711	を
西の京病院西大寺クリニック	西大寺南町14番24号明光第6ビル2F	52-3711	に改める。

(令和6年2月15日揭示済)

**奈良市告示第84号**

令和5年奈良市告示第420号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和6年2月15日

奈良市長 仲川元庸

別紙表中

植松クリニック	西大寺南町2-6	45-7501	を
植松クリニック	西大寺南町11番5号	45-7501	に、
北村皮膚科医院	西大寺南町5-8	41-1112	を
北村皮膚科医院	西大寺南町12番17号	41-1112	に、
西の京病院西大寺クリニック	西大寺南町4-11 明光第6ビル2F	52-3711	を
西の京病院西大寺クリニック	西大寺南町14番24号明光第6ビル2F	52-3711	に改める。

(令和6年2月15日揭示済)

**奈良市告示第85号**

令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和6年2月15日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

令和5年度軽自動車税(種別割)納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

令和5年5月10日

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

(令和6年2月15日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年2月15日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	宮	池	明
同	内	藤	智司

中央図書館(西部図書館、北部図書館を含む。)

監査結果公表日 令和5年3月31日(奈良市監査委員告示第7号)

措置結果通知日 令和6年1月31日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>図書館利用者の利便性を図るため設置されている返却ポストから、図書を回収する際に駐車場を利用するため保有している駐車場回数券について、管理するための台帳が作成されておらず、使用枚数や残枚数が把握できていなかった。</p> <p>駐車場回数券は現金等価物であるため、管理台帳を作成した上で、購入及び使用の都度記録を残し、適切に管理されたい。</p>	<p>令和5年4月から管理台帳として駐車場回数券受払簿を作成し、使用枚数や残枚数を把握するとともに、月末に館長の確認を受けるよう改めました。</p>

保健給食課

監査結果公表日 令和元年12月27日(奈良市監査委員告示第11号)

措置結果通知日 令和6年2月9日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>(1) 学校給食費の前年度収入未済分の繰越調定について、予備監査を実施した11月現在において調定が行われていなかった。</p> <p>このような状態では収入未済額が正確に把握できないことから、収入未済額の繰越調定は奈良市会計規則第21条に則り、適正に整理されたい。</p>	<p>(1) 学校給食費の前年度収入未済分の繰越調定について、奈良市会計規則第21条に基づいて、令和5年度は速やかに調定を行いました。</p>

(令和6年2月15日揭示済)

公

営

企

業

奈良市企業局告示第7号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和6年2月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和6年2月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和6年2月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
秋篠町 865-2 の一部	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
大森西町 (JR 奈良駅南特定土地区画整理事業区域内)	②	分流	
杏町	③	分流	
六条二丁目	④	分流	
法蓮町 203-2 の一部	⑤	分流	
法華寺町 397-2 の一部他	⑥	分流	
宝来四丁目 240-1	⑦	分流	
秋篠三和町一丁目 426-1 の一部他	⑧	分流	
東九条町 441-1 の一部	⑨	分流	
東九条町 578 他	⑩	分流	

位置図省略

(令和6年2月1日揭示済)

**奈良市企業局告示第8号**

地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第33条の2の規定に基づき、次のとおり収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令 (昭和27年政令第403号) 第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和6年2月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

委託した収納事務	水道料金等のコンビニエンスストア収納及びスマートフォン等を利用した電子決済にかかる事務	
受託者	株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	
委託期間	令和6年2月1日から令和9年1月31日まで	
	株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目1番21号 山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町3-10-1 ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1 株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社しんきん情報サービス	

受託者が提携を開始した事業者の名称及びその提携期間	東京都港区港南1丁目8番27号 ビリングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町1-2-2 LINEPay株式会社 東京都品川区西品川一丁目1番1号 PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町1-3 楽天銀行株式会社 東京都港区港南2-16-5 株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町1丁目5番5号 株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 楽天ペイメント株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号	令和6年2月1日から令和9年1月31日まで
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------

(令和6年2月1日掲示済)

**奈良市企業局告示第9号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年2月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 細田設備	取締役 近間 貞利	大阪府東大阪市衣摺4丁目25番7号	令和6年1月18日

(令和6年2月1日掲示済)

**奈良市企業局告示第10号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年2月2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 周防組	代表取締役 周防 沙希	奈良県大和郡山市外川町292番地	令和6年1月30日

(令和6年2月2日掲示済)

**奈良市企業局告示第11号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年2月6日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 松岡組	代表取締役 松岡 哲生	兵庫県神戸市西区榎谷町寺谷1242番地の693	令和6年1月23日

(令和6年2月6日揭示済)

### 奈良市企業局告示第12号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年2月15日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社イースマイル	代表取締役 島村 禮孝	奈良市大安寺町504-3	令和6年1月31日

(令和6年2月15日揭示済)

## 教 育 委 員 会

### 奈良市教育委員会告示第5号

令和6年2月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和6年2月14日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 日時

令和6年2月16日（金） 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告 (1) 令和5年度3月補正予算要求額について

教育長報告 (2) 令和6年度予算要求額について

教育長報告 (3) 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議事

議案第38号 奈良市児童生徒就学援助費支給規則の一部改正について

議案第39号 教職員の人事について

議案第40号 奈良市社会教育委員の委嘱又は任命について

議案第41号 令和6年度奈良市立学校の教材使用の承認について

その他報告事項

その他報告事項 (1) 奈良市立中学校におけるいじめ事象について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和6年2月14日揭示済)

## 農 業 委 員 会

### 奈良市農業委員会告示第2号

奈良市農業委員会令和6年2月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和6年2年6日

奈良市農業委員会長 巽

一孝

1 日時

令和6年2月14日(水) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階 402会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
- (3) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (6) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (7) 水田利用転換届出について
- (8) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (9) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (10) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (11) 知事許可について

(令和6年2月6日揭示済)